

令和7年度石川県優良観光土産品推奨審査会及びコンクール開催要領

1 目 的

観光土産品の品質やデザイン等の向上を図り、観光客の要望に応えるとともに観光土産品業界の振興を図る。

(審査会は昭和34年度、コンクールは昭和62年度からそれぞれ実施)

2 主 催

(公社)石川県観光連盟

3 後 援 (予定)

石川県、(公社)日本観光振興協会中部事務局、石川県商工会議所連合会、
石川県商工会連合会、(一社)石川県物産協会、石川県観光土産品公正取引協議会

4 日 時

令和8年 1月21日 (水) 13:30~

5 会 場

石川県庁11階 1105会議室

6 出 品

県内業者が観光土産品として製造し、現在販売しているものうち次にあげるものとする。

- (1) 菓子
- (2) 食料品 (飲料を含む)
- (3) 民芸品

7 実施内容

- ・石川県優良観光土産品推奨規程に基づき審査し、基準を満たしたものを推奨品として認定する。推奨期間は2年間。(令和8年4月1日~令和10年3月31日)
- ・菓子、食品は食品表示法ならびに観光土産品の表示に関する公正競争規約が守られていること。過去に食品衛生法違反がないこと。食品表示・栄養成分表示のあるもの。
- ・優良観光土産推奨品として認定されたもの(推奨期間の更新に係るものは除く)のうち、特に独創性に富み、品質が優れているなど総合的に優秀な商品については、(公社)石川県観光連盟会長賞、石川県知事賞、(一社)石川県物産協会会长賞を贈る。

8 出品申込

- ・申込送付・商品提出先

公益社団法人 石川県観光連盟 〒920-8580 石川県金沢市鞍月1-1 石川県庁舎10階
電話: 076-201-8110 / FAX: 076-201-8280

- ・申込(申込書と商品の同時提出は不可)

【提出書類】

「新規」は申込書【様式1】【様式2】【様式3】商品の概要がわかる写真・パンフレットを1部
「更新」は申込書【様式1】【様式2】【様式3】【パンフレット校正原稿】

※「更新」の商品で前回の審査会より商品の仕様・包装等に変更があった場合「新規」として
申し込み。

【申込書送付期限】令和7年12月12日(金)必着

【商品提出期間】令和8年 1月14日(水)~ 1月20日(火)

※冷蔵品・冷凍品・賞味期限の短いもののみ 令和8年 1月21日(水)午前中(11時)必着

9 その 他

- (1)推奨された商品には可能な限り「推奨シール」を貼付すること。

シールは有料。(1枚2円) なお、推奨シールの使用貼付以外の表示については、事前に内容を(公社)石川県観光連盟に申請し、承認を得た上で、実施することとする。

- (2)審査会が終了後、推奨品と認定された商品に対し(公社)石川県観光連盟から登録料を請求する。登録手数料は1商品につき5,000円。

なお、同一内容で入り数・内容量のみが違うものは1商品とみなす。

石川県優良観光土産品推奨規程

公益社団法人石川県観光連盟

(目的)

第1条 この規程は、県内企業における観光土産品の品質向上と観光土産品業界の発展に資するために、観光土産品の開発、指導育成を図るとともに、石川県観光事業の振興に寄与することを目的とする。

(観光土産品の範囲)

第2条 この規程において、審査の対象となる観光土産品とは、次の各号に該当するものをいう。

- (1) 県内で製造されている製品、又は県外に製造を委託しているが主要な原材料に石川県産品を使用している製品で、現に販売されているもの。
- (2) 市町村長が管内観光地の土産品として適当と認め、推薦したもの。

(審査会)

第3条 観光土産品の推奨を行うため、公益社団法人石川県観光連盟（以下「連盟」という）に審査会を設ける。

2. 審査会は審査委員15名以内を以て構成する。
3. 審査委員は、連盟理事長が委嘱する。

(審査基準)

第4条 審査にあたっては、次の各号に掲げる審査基準によって選考するものとする。

- (1)郷土色豊かなもの
- (2)記念的要素の含まれたもの
- (3)品質が優れ、意匠、包装が斬新で品位があるもの
- (4)量産の可能なもの
- (5)価格が適当であるもの
- (6)食品類については、観光土産品の表示に関する公正競争規約（昭和41年2月15日公正取引委員会告示第6号）に違反しないもの
- (7)その他関係法規等に抵触しないもの

(推奨及び登録)

第5条 推奨土産品は審査会が認定する。但し、認定したもののうち試作品は商品化のうえ、出品者の申請によって推奨を決定する。

2. 前項の規程により推奨を決定した土産品は、石川県優良観光土産品として登録するものとする。
3. 前項の規程により推奨登録を受けようとする者は、登録手数料として1商品につき5,000円を連盟に納入しなければならない。

(推奨の表示)

第 6 条 推奨登録した観光土産品には、連盟の推奨状を交付するとともに、別記様式による推奨シールを使用貼付するものとする。

2. 前項の規程による推奨シールは、連盟が作成し、実費をもって交付する。

(登録の有効期間)

第 7 条 第 5 条の規程による推奨登録の有効期間は、推奨決定の日から 2 年とする。

(有効期間の更新登録)

第 8 条 前条の有効期間終了後引き続き推奨登録を受けようとする者は、本人の申請により審査会において再審査を受け、かつ第 5 条第 3 項の手続きを経なければならない。

(推奨登録の取消)

第 9 条 推奨登録後において、第 4 条の要件を欠くに至ったとき、または、推奨シールを推奨品以外のものに使用したとき、その他本規程に違反し、不正行為があったと認められるときは、推奨登録を取消すものとする。

(推奨品の宣伝)

第 10 条 推奨土産品に対しては、本県の優良観光土産品として、連盟及びその他の機関で宣伝紹介をするものとする。

(その他)

第 11 条 この規程に定めるもののほか、必要な事項については、理事長が別に定める。

附 則

1. この規程は、昭和 42 年 10 月 1 日から施行する。
2. 石川県観光土産品推奨要領は廃止する。
3. この規程施行の際、すでに石川県観光土産品推奨要領により推奨した観光土産品の推奨有効期間は、本規程施行の日から向う 1 カ年間とし、この間第 5 条第 3 項の規程に定める手数料を免除するものとする。
4. 昭和 56 年 12 月 1 日 一部改定（第 5 条第 3 項登録手数料）
5. 平成 25 年 4 月 1 日 一部改定（公益法人移行に伴い名称、代表者の変更）
6. 平成 30 年 6 月 1 日 一部改正（第 2 条 観光土産品の範囲及び第 4 条 審査基準改正）

別 記 様 式

[優秀賞シール]



[推奨品シール]

